

小樽市規則第9号

令和6年3月21日

小樽市保証工事に対する前金払に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市保証工事に対する前金払に関する規則の一部を改正する規則  
小樽市保証工事に対する前金払に関する規則（平成12年小樽市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「附則第7条第1項」を「附則第7条」に改め、同項第2号中「附則第3条第3項」を「附則第3条第2項」に改める。

第3条中「第3項」を「第2項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

## 小樽市保証工事に対する前金払に関する規則新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>最近改正 令和6年2月14日規則第1号</p> <p>(前金払対象工事)</p> <p><b>第2条</b> 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)附則第7条_____に規定する前金払の対象とする工事は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める工事とする。</p> <p>(1) 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。)附則第3条第1項に規定する前金払 当初の契約金額が200万円以上で、かつ、当初の工期が40日以上 of 工事</p> <p>(2) 省令附則第3条第2項に規定する前金払 当初の契約金額が1,000万円以上で、かつ、当初の工期が150日以上 of 工事</p> <p>2 (略)</p> <p>(前払金の端数処理)</p> <p><b>第3条</b> 省令附則第3条第1項又は第2項の規定により前払金の額を算出する場合において、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>	<p>制 定 平成12年3月31日規則第23号</p> <p>(前金払対象工事)</p> <p><b>第2条</b> 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)附則第7条第1項に規定する前金払の対象とする工事は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める工事とする。</p> <p>(1) 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。)附則第3条第1項に規定する前金払 当初の契約金額が200万円以上で、かつ、当初の工期が40日以上 of 工事</p> <p>(2) 省令附則第3条第3項に規定する前金払 当初の契約金額が1,000万円以上で、かつ、当初の工期が150日以上 of 工事</p> <p>2 (略)</p> <p>(前払金の端数処理)</p> <p><b>第3条</b> 省令附則第3条第1項又は第3項の規定により前払金の額を算出する場合において、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>

※ 「改正前」は、令和6年2月14日規則第1号(令和6年4月1日施行)による改正が反映された状態のもの